

## 共助のビジネスモデル検討協議会規約

### 第1章 総則

(名称)

#### 第1条

本協議会は、「共助のビジネスモデル検討協議会」と称する。

(目的)

#### 第2条

地域に属する様々なステークホルダー（NPO、企業、地域団体等）と官が連携して、データ連携基盤を活用し、地域課題に対してデータ活用による解決気運の醸成やビジネスモデルの創出によって、官民共助による幸福度日本一の石川県を目指していく。

(取組)

#### 第3条

本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 地域課題に対する意見集約、県への提言
- (2) 会員の要望によりワーキンググループ設置・活動支援
- (3) デジタル基盤活用による会員内イベント
- (4) 広報
- (5) 会員内情報連携
- (6) デジタル人材の育成

(総会)

#### 第4条

本協議会は、理事会及びワーキンググループをもって組成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会では、次のことを行う。

- (1) ワーキンググループにおける活動内容の共有
- (2) 会員の相互交流、情報共有
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

#### 第5条

本協議会は、第2条に規定する目的に賛同する正会員及び賛助会員をもって組織する。

- (1) 正会員は、本協議会の目的及び事業に賛同し、ワーキンググループに入り活動する。

(2) 賛助会員は、本協議会の目的及び事業に賛同し、協議会の取組に協力する。

#### (入会)

##### 第6条

本協議会への入会を希望する者は、別に定める入会届を会長に提出する。

2 正会員については、入会にあたり、会長の承認を受けなければならない。また、正会員の入会は、理事会の報告事項とする。

3 理事を除く正会員は、別に定める変更届を事務局に提出し、任意に賛助会員になることができる。

4 賛助会員については、入会にあたり、会長の承認を受けなければならない。

5 賛助会員は、正会員になることを希望する場合、別に定める変更届を事務局に提出する。提出後は、正会員の入会届が提出された場合と同様の取り扱いとする。

#### (退会)

##### 第7条

会員は、別に定める退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

#### (除名)

##### 第8条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の協議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本協議会の目的にふさわしくない行為を行ったとき。

(2) 本協議会の活動を妨げるような行為を行ったとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

#### (役員)

##### 第9条

本協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 理事 5名以上

2 会長は、総会において選出する。

3 会長に事故があるときは、会長が指名する者が職務を代理する。

4 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし欠員又は異動により新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 特段の申し出がない限り理事の任期は自動更新とする。

(理事会)

第10条 本協議会を円滑に運営するために、理事会を置く。

2 理事会は、会長及び理事を以って構成する。

3 理事会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

4 理事会の構成員は、市民団体、民間企業、高等教育機関、金融機関など、幅広い分野から選出する。

5 理事会では、次の事項について協議する。

(1) 本県における地域課題解決に向けた方向性、目指す姿

(2) 県の広域データ連携基盤を活用した新サービスに関する提言

(3) ワーキンググループにおける協議内容等の共有

(4) その他必要と認める事項

6 構成員については、適宜、追加できるものとする。

(ワーキンググループ)

第11条 個別テーマについて協議・検討を行うため、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループの運営について必要な事項は、別に定める。

3 ワーキンググループは参加を希望する正会員をもって組織する。

4 ワーキンググループへの参加を希望する正会員は、参加希望届を記入の上、事務局に提出し理事会において承認された場合に参加できる。

(規約の変更)

第12条

この規約は、理事会の協議によって変更することができる。

(解散)

第13条

本協議会は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 本協議会の目的である事業の成功の不能

(2) 理事会の協議

(事務局)

第14条 本協議会の事務局は、石川県デジタル推進課に置く。

2 事務局は、理事会及びワーキンググループの運営にあたり必要な事務を行う。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

#### 附則

この規約は、令和5年10月15日から施行する。

- 2 本協議会の設立準備会において、本規約を承認した者は、本協議会の設立日に理事になるものとする。